

飯島勲内閣官房参与と拉致問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十月二十八日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



飯島勲内閣官房参与と拉致問題に関する質問主意書

一 本年五月に飯島勲内閣官房参与は北朝鮮を訪問しています。このとき政府は特別な肩書を付与しましたか、お示し下さい。

二 飯島参与の事務分掌はどうなっていますか、お示し下さい。

三 平成二十五年一月二十五日以降の拉致問題対策本部の組織体制において、飯島参与はどこに属しているのでしょうか、お示し下さい。

四 飯島参与が北朝鮮による拉致問題について業務を行った場合には、直属の上司として誰に報告するのでしょうか、お示し下さい。

五 私が、平成二十五年十月十五日付けで提出した「飯島勲内閣官房参与による拉致問題発言に関する質問主意書」(第百八十五回国会質問第一号)において質した飯島参与の「週刊文春」及び「WILL」での発言については、直属の上司にも管理責任があると理解してよろしいですか、政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

